

消費者問題 ニュース

CONTENTS / 2018.3 No.181

レポート	1
シンポジウム「お買い物で世界を変える～消費者市民社会の到達点とこれから～」／連続シンポジウム「地域で防ごう！消費者被害 in 金沢」／連続シンポジウム「地域で防ごう！消費者被害 in 徳島」／不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令案及び「不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について」の一部改正案に対する意見書／多重債務相談に関する全国協議会の開催	
事件情報	5
ジャパンライフ社の破産手続開始決定／信用取引について過当売買の違法性を認めた判決／仮想通貨等の返還請求権の差押命令	
文献・催事紹介	8

レポート

シンポジウム「お買い物で世界を変える～消費者市民社会の到達点とこれから～」

1 はじめに

2017年12月14日、弁護士会館において標記シンポジウムが開催されました。

2012年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」といいます。）は、その中核に消費者市民社会の実現を掲げました。同法施行から5年が経過した現在、消費者市民社会の考え方は、行政や教育専門家には一定の浸透を見せてきましたが、国民全体への広がりには十分ではないのが実情です。

本シンポジウムは、消費者市民社会の実現へ向けた取組の到達点を確認するとともに、更なる広がりを目指す取組を考える場として企画されました。

2 各種報告等

本シンポジウム冒頭、推進法制定に尽力された西村隆男氏（横浜国立大学名誉教授）からご挨拶をいただきました。西村氏は、推進法における消費者教育とは、個々人の選択を通じて自ら社会を作り上げようという強い力と意識をもった消費者を育成するものであると指摘しました。

続いて、東珠実氏（椋山女学園大学教授・消費者教育推進会議会長・日本消費者教育学会会長）は、「消費者市民社会の到達点と今後の課題～推進法施行から5年」と題した講演において、推進法施行から5年の間に「消費者教育の体系イメージマップ」を中心とする消費者教育の枠組みができ、多くの自治体で消費者

市民社会概念の普及に向けた取組が促進されてきたことを評価しつつ、今後は一人ひとりが消費者市民社会の担い手であるということ。「自覚して行動」する消費者の育成が肝要と述べました。

カライスコス アントニオス氏（京都大学准教授）は、「法学の視点からみた消費者市民社会」と題して、主として教育専門家の中で語られてきた消費者市民社会の概念を法学の視点から検討し、消費者市民社会のキーワードを「尊重」、「自覚」、「参画」の三要素と捉え、これらの市民的な要素が消費者に加わったものと整理しました。

柿野成美氏（公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員）からは、「消費者市民社会の広がり～全国の実践現場から～」と題して、推進法施行後の実践例のうち、消費者市民社会の実現を目指してその一員となる消費者の育成に取り組んでいる浜松市の例、SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取組を進める近江八幡市の例を中心に報告がなされました。

末吉里花氏（一般社団法人エシカル協会代表理事）は、「消費者市民社会を拓くエシカル消費」と題した報告において、消費者一人ひとりが人・社会・地球環境・地域に思いやりのある消費活動を行うことが、消費者市民社会の実現につながると述べました。

最後に、江花史郎会員（当委員会



副委員長）から、日弁連の消費者教育推進に関する取組の紹介とともに、消費者教育指針の策定とその全市展開を行う姫路市、エシカル消費（倫理的消費）について積極的な取組を進める鳥取県の例が紹介されました。

これらの報告に続き、中村新造会員（第二東京）と武田香織会員（東京）をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行いました。ここでは消費者市民社会概念の広め方について、従来の消費者教育で語られてきた被害防止と消費者市民社会とのつながりをいかに分かりやすく示すかが課題、消費者が参照すべき行動例を示すことが大切、などの意見が出されました。

3 まとめ

本シンポジウムを通じて、消費者市民社会の実現に向けた取組が着実に進んでいることを実感するとともに、その考え方を更に広めていくにはどうすればよいのか、その伝え方の検討が今後の課題となりました。

消費者教育・ネットワーク部会
遠藤郁哉（島根県）

連続シンポジウム「地域で防ごう！消費者被害 in 金沢」

1 2018年1月27日、金沢弁護士会館において標記シンポジウムが開催されました。このシンポジウムは、全国9箇所で開催されている(本誌176, 179, 180号)もののうち、7番目のシンポジウムとして開催されたもので、84名のご参加をいただきました。

2 はじめに、独立行政法人国民生活センター理事長の松本恒雄氏から「地域で防ごう消費者被害～『弱い消費者』をめぐって」と題して基調講演をいただき、日本国内のみならず海外における消費者問題への先進的な取組状況等をご紹介いただいた上で、高齢者被害防止に向けた見守りの必要性などをご講演いただきました。

次に、国府泰道会員(大阪)から「被害防止の手法と取組について」と題して基調報告をいただき、消費者被害防止のためには、見守りネットワーク等による情報共有等を通じて被害を早期に発見し、被害拡大防止や救済を図るのが重要であることなどのお話をいただきました。

その後、石川県内の各関係団体か

らのご報告がございました。まず、石川県警察から「特殊詐欺の現状と対策」について、続いて、地元地銀の北國銀行から「北國銀行における特殊詐欺防止に関する取組」についてそれぞれご報告いただきました。具体的には、被害防止のためには、社会全体での意識付けや、コミュニケーションをとることが重要であることなどのお話がございました。さらに、金沢大学の学生らが消費者被害防止寸劇を披露したほか、石川県からは金沢弁護士会と提携して実施している若年の消費者被害防止のための出前講座やガイド作成などの取組内容について、金沢市からは消費者被害防止を目的とする通話録音装置貸出しや様々な方法による啓発活動について、ご報告いただきました。最後に、適格消費者団体であるNPO法人消費者支援ネットワークいしかわからも団体設立の経緯や運営状況等についてご報告いただきました。同団体が石川県から委託を受けて作成した「高齢消費者等を消費者被害から守る見守りネットワーク



(消費者安全確保地域協議会)のつくり方&運営マニュアル」は、他の参加者からも完成度の高さが評価されていました。

3 本シンポジウムを通じて、石川県内では長年にわたって各種団体が消費者被害防止に積極的に取り組んできた経緯、実績があることを認識できました。今後は、本シンポジウムをきっかけに、より効果的な消費者被害防止に向けて各種団体との連携をますます深めたいと感じる実りあるシンポジウムとなりました。

中出健作(金沢)

連続シンポジウム「地域で防ごう！消費者被害 in 徳島」

1 2018年2月3日、四国大学交流プラザにおいて、標記シンポジウムが開催されました。このシンポジウムは、金沢に次ぐ8番目のシンポジウムとして開催されたものです。徳島県を含む18団体による共催のほか、後援も38団体に及びました。当日の参加者は、約130名を得ることができ、熱気にあふれたシンポジウムとなりました。

2 まず基調講演として尾原知明氏(消費者庁消費者教育・地方協力課長)から、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)設置の意義や現状についてお話しいただき、基調報告として山崎省吾会員(兵庫県)から、消費者が連帯することの必要性と、その連帯に弁護士が関わる意義等を力強くお話しいただきました。

続いて、地域の活動を行っている8つの機関や団体から、活動内容に関する報告がなされました。まず、徳島県警から老人ホーム入居斡旋に関する詐欺の寸劇が行われました。徳島県消費者協会からは、消費者大

学校や地域リーダー研修の取組、振込詐欺防止の内容を盛り込んだ機関誌の紹介がありました。板野町消費生活相談所からは、見守りネットワーク設置後の取組、訪問販売お断りステッカーの全戸配布、高齢者宅への戸別訪問活動の報告がありました。徳島県立吉野川高等学校の生徒からは、自分たちが育てた作物で製品を作り、地域住民が集まるスクールカフェで販売する過程で、食品表示や食品ロス、フェアトレード、悪質勧誘などを実地で学び消費者被害防止に向けた啓発活動やエシカル消費推進活動が行われている状況に関する堂々とした発表がありました。とくしま生協からは、地域の見守り活動や組合員同士の助け合い活動の報告がありました。小松島市からは、市内における消費者行政に関する活動や取組を行うボランティアをとりまとめるサポーター制度の紹介や、実際にサポーターをされている方の活動報告がありました。徳島県老人クラブ連合会からは、訪問活動や、1959年から月1回発行されている徳島老友新聞における消費者被害を紹介する記事の発表がありました。最



後に徳島県からは、今年度中に徳島県内全ての地域で消費生活センターを設置することや平成31年度までに全市町村に見守りネットワークを設置することを目標としたい等の報告がありました。

3 今回のシンポジウムは、様々な機関や団体が、県内で消費者被害防止の活動を行っていることを知る機会になるとともに、今後県内全域で設置が進むであろう見守りネットワークでの連携等にも役立つ意義深いものになったと思います。

末吉江衣(徳島)

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令案及び「不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について」の一部改正案に対する意見書

1 第193回国会で改正された不動産特定共同事業法（以下「改正法」といいます。）に関し、国土交通省は、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令案（以下「規則案」といいます。）及び「不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について」の一部改正案（以下「留意事項案」といいます。）を公表し、2017年10月13日、同規則案及び留意事項案についての意見募集を行いました。

2 投資者から出資を募って、不動産取引（売買、交換又は賃貸借）により運用し、収益の分配を行う事業（直接現物の不動産に投資するファンド事業）は、不動産特定共同事業法により規制されます。同法は、参入規制（許可制）、約款規制、行為規制及び行政監督により投資者保護を図っており、このような規制の下で不動産業者が事業を行っています。

第193回通常国会では、同法について、①空き家・空き店舗等の再生・活用事業に地域の不動産業者の参入を促すための小規模不動産特定共同事業の創設、②クラウドファンディングに対応した規制枠組みの整備、③特別目的会社を活用した事業（特例事業）につき一部のリスクの低い事業の出資者の範囲の拡大（一般の投資者を含む）等の改正が行われました。

3 改正法の下で、投資被害を防止すること、投資者が適切に情報を得て適切に資金供給できる環境が確保されること、及び不動産特定共同事業における運用・運営の適正が継続して確保されることは極めて重要です。

特に、改正法で創設された小規模不動産特定共同事業では、資本金1000万円以上の不動産業者が、登録を得て、1事業につき投資者1人当たり100万円以下合計1億円までの出資

を募ることができるようになり、比較的小規模な不動産業者によって担われることが想定されますが、このような業者の多くは不動産ファンド業務に必ずしも精通してはいないとみられますし、近時、原野商法による被害が再び増加傾向を見せており、投資マンションの悪質な勧誘事案、サブリースによる被害事例、アパートローン等における不適切な融資等が問題とされてきていること等にも鑑みますと、改正法の下で、投資トラブルや投資被害が生じることが懸念されます。また、事業継続が見込まれない不良案件が組成される場合には、結局、投資者の損失の下で、古い空き家・空き店舗が新しい空き家・空き店舗に替わるだけになりかねません。

4 こうした問題意識を背景として、日弁連は、2017年10月26日付けで標記意見書を国土交通省に提出しました。規則案及び留意事項案は、従前の規制枠組み（及び金融商品取引法の規制枠組み）に沿って整備したものであり、意見書は、支持すべき点に賛意を示すとともに、投資者保護の観点から、

①広告規制について、契約の内容確認の重要性、リスクの具体的内容等について注意喚起すべきである、②適合性の原則について、元本の安全性を重視する顧客へのリスクの高い商品の勧誘が許されるかのような記載を改めるべきである、③説明事項について、小規模不動産特定共同事業に必要とされる事業計画等の情報を説明事項として定め、利回り表示・説明について、合理的根拠・計算根拠の明示、想定利回りが得られないリスクについての注意喚起を求めべきである、④デューデリジェンスの適切性を確保するための定めを留意事項に置くべきである、⑤都道府県等による小規模不動産業者の監督が必要となることに鑑み、留意

事項について継続的な充実を図るべきである、⑥ウェブサイト上に業者及び行政処分例について一覧性をもって検索できる情報提供をすべきである、と指摘しています。

5 意見募集の結果は、施行日に公表されました。日弁連の意見書どおりではありませんが、相応に問題意識を受け止めて、主として留意事項の修正がなされました。

不動産特定共同事業法の規制枠組みは、基本的に金融商品取引法等と平仄を合わせたものとなっていますが、現物不動産への投資という性質に応じた規制の具体化も行われ、また、留意事項に比較的詳細に内容が具体化されています。例えば、勧誘規制については、合理的な根拠を示さない予想利回り表示の禁止、適合性原則に関する投資目的・意向の十分な確認と投資家との共有、元本の安全性を重視する投資家への販売の際の元本欠損リスクの十分な説明の確認、高齢の投資家に対する勧誘・販売に関する社内規則整備・遵守状況のモニタリング体制の整備等、契約締結前交付書面における空室の発生・賃料の下落・対象不動産の評価額の下落等による元本欠損のおそれの記載、等が定められています。

6 国土交通省は2022年までの約5年間で、地方の不動産業者の新たな参入として800社、空き家・空き店舗等の再生による新たな投資として約500億円を目標として、小規模不動産特定共同事業を始めとする事業の全国的拡大を目指しています。利用が広がる中で、投資者被害が生じたときには、早期かつ確実に対応し被害の拡大を許さないことが重要であり、今後の動向にも注意を払う必要があると考えられます。

金融サービス部会
副委員長 荒井哲朗（東京）

多重債務相談に関する全国協議会の開催

1 協議会の趣旨

2018年1月20日、第20回「多重債務相談に関する全国協議会」(旧称「多重債務者救済事業拡大に関する全国協議会」)が弁護士会館2階のクレオにて開催されました。同協議会は、全国の単位弁護士会の多重債務等の責任者や若手担当者が年に1回、一堂に会し、多重債務に関連する議題について意見交換を行うものです。

古くは、「多重債務者に対する任意整理を処理するための全国統一基準」(通称「日弁連基準」)の任意整理における利息制限法の引き直し、経過利息、将来利息のカット等を統一基準として定めたものを決めた会議でもあります。近年は当委員会と貧困問題対策本部との共催で行われており、今年も活発な意見交換がなされました。

以下、今年度の協議会の概要をご報告します。

2 協議会の概要

(1) 前半は、当委員会提案の議題が協議されました。

今年は、「銀行カードローン問題」、「日弁連破産調査及び個人再生事件記録調査について」、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(いわゆるカジノ解禁推進法)について」、「同時廃止と管財事件の振り分け問題」等について討議を行いました。

銀行カードローン問題については、当委員会多重債務部会において調査を行っています。総量規制の制約がないところに、銀行が過剰与信を行っている問題であり、新たな多重債務を誘発していることから、これから取り組んでいかなければならない問題です。特に、中高年層が、定年退職等を迎えて収入が減少したときに、返済困難になる等の実態が浮かび上がりました。

日弁連破産調査及び個人再生事件記録調査は、日弁連が定期的に全国の単位弁護士会の担当者の協

力を得て、破産事件及び個人再生事件について、調査・集計を行っているものです。最近、小規模個人再生について、異議が出される事案がわずかながら散見されており、注意を要するとの報告がありました。

同時廃止と管財事件の振り分け問題は、破産事件の同時廃止と管財事件との振り分け基準がどうあるべきかというテーマです。同時廃止の基準は全国の裁判所でかなりばらつきがありますが(特に東京と大阪で大きく基準が異なります。)、最近、東京方式が全国に浸透する傾向があり、その結果、管財事件の比率が全国的に上昇するのではないかと指摘がなされました。消費者破産の同時廃止、管財事件をどのような基準で振り分け、また、どのような制度運用にしていくなかについては、日弁連内でも様々な意見があるものと考えられます。今後も各地の運用について情報交換、意見交換をしていくことになると思われます(筆者は、管財事件率の上昇に伴い、国庫の仮支弁制度を再活用していくという運用もあるのではないかと考えています。)

(2) 後半は、貧困問題対策本部提案の議題が協議されました。

今年の議題は、「奨学金返還についての相談上の留意点」、「労働事件における証拠収集」、「行政による過酷・過剰執行(滞納処分の実例と納税者の救済)」でした。

奨学金問題は、日弁連において定期的に取り上げているテーマです。担当者から奨学金問題の処理方法の報告があり、これに関する質疑応答が行われました。奨学金問題は、若年層を中心に深刻な被害に発展しています。今後も意見交換を行い、スキルの向上を図り、一人でも多くの被害者を救済していかなければならない問題です。

労働事件における証拠収集に関する報告では、証拠収集の実践的



なスキルが紹介されました。多重債務問題の現場では、労働問題が併存していることも数多くあります。単位会によっては、多重債務相談に空きが出た場合、労働相談に振り分けているところもあるようです。労働相談のスキル向上は、今や、多重債務相談の担当者にとって、必須と言っても過言ではありません。

行政による過酷・過剰執行に関する報告では、過酷な滞納処分(特に前橋市等)の実態が報告されました。例えば、朝一番に、給与等が振り込まれる口座に差押えをかける等です。むろん、悪質な滞納者に対し、適切な滞納処分をすることを否定するものではありません。反面において、分割納付なりの納税意思がある者に対し、生活を破壊する過酷ともいえる滞納処分を行うことは、行政の立場として適切とは思えません。生活を破壊すれば、最後はその人に対する福祉コストの増加として跳ね返ってくることになるのですから、行政の立場としても適切な処理は必要なものと思われる。

3 まとめ

最後に、標記全国協議会は、多重債務問題について、日弁連と各単位弁護士会の責任者・担当者をつなぐ唯一とも言える会議です。全国各地が抱えている問題について適切に取り上げていきたいと考えていますので、今後も、日弁連に対し、積極的にご意見等をお寄せいただきたいと思います。

多重債務部会
小野仁司(神奈川県)

東京

ジャパンライフ社の破産手続開始決定 (東京地裁平成30年3月1日付け)

1 経緯

ジャパンライフ株式会社（昭和50年設立、本社：東京都千代田区、代表者：山口隆祥。以下「ジャパンライフ社」といいます。）は、「レンタルオーナー商品預託契約」、「短期オーナー1年契約」、「長期オーナー20年契約」等の名称で、消費者に家庭用永久磁石磁気治療器（以下「本件商品」といいます。）を販売し、販売した本件商品を消費者から預かり、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社がレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同額の金員等を消費者に供与することを約する預託等取引契約を多数締結していました。また、この預託商法に関し、第1回目、第2回目の業務停止処分がなされると、これを顧客の紹介者に紹介料を支払う連鎖販売取引として、同種の契約を締結していました。

消費者庁は、平成28年12月16日以降、3度にわたって業務停止命令等の処分を行いました。例えば2度目の行政処分では、同社が預託を受けていたはずの商品個数は2万2441個で、レンタルユーザーに対して賃貸していた商品個数は2749個であるから、その差の1万9692個が保管されていないから、実際にはわずか95個しか存在しなかったことが認定されています。

消費者庁は、平成29年12月15日、同社に対して4度目の処分を行い、特定商取引法に基づき、連鎖販売取引に係る取引の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を、預託法に基づき、預託等取引契約に係る業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を、1年間停止するよう命じました。また、同社は、平成29年12月26日、銀行取引停止処分を受けました。

2 処分の理由

消費者庁が公表した4度目の処分の理由は、以下のとおりです。

(1) 特定商取引法関係

ジャパンライフ社は、本件商品の販売事業を行うに当たり、本件商品の販売をあっせんする者を、特定利益を収受し得ることをもって勧誘し、その者と本件商品の購入といった特定負担を伴う取引である連鎖販売取引を行っていたが、その勧誘に先立ち「エステやマッサージ」などと告げるのみで勧誘目的や商品の種類を明らかにせず（勧誘目的等不明示）、正確な財務状況とりわけ大幅な債務超過である事実について故意に事実を告げず（故意による事実不告知）、省令に規定する所定の事項について連鎖販売取引契約の内容を明らかにする書面を交付せず（契約書面の不交付）、解除の意思表示をした相手方に対し迷惑を覚えさせるような仕方でも解除を妨害する（迷惑解除妨害）など、相手方の利益が著しく害する恐れがあると認められた。

(2) 預託法関係

同社は、平成29年3月16日付の行政処分において、貸借対照表上の負債額を過少計上するなどの違反行為について、会社法に定める監査を受けること等を命じる措置命令を受けたが、今後も当分の間、一般に公正妥当と認められ

る企業会計の基準に従って作成された書類を備え置く見込みがない。

3 弁護団の活動と破産手続開始決定

(1) ジャパンライフ社は、全国に最大80店舗を有し、活動期間も長期に及ぶことから、被害額は巨額に上ることが予想され、消費者庁の調査によっても、例えば平成26年度の購入契約の負債額は少なくとも約287億円であるのに、概要書面に記載された貸借対照表には約94億円しか計上されていなかった、とされています。

しかし、同社は平成29年11月頃までは契約者に対する支払を継続していたため、被害が表面化するには至っていませんでした。また、同社は、平成30年に入って各地で顧客向けの説明会を開催し、「倒産はしていない。事業を継続する」などと述べて、顧客を安心させるような説明を繰り返していました。

(2) 当委員会のメンバーを中心とする有志弁護士は、平成30年1月19日に全国で一斉に被害110番を実施し、翌日20日、全国ジャパンライフ被害弁護団連絡会（団長：石戸谷豊、事務局長：大迫恵美子）を立ち上げ、まだ相談窓口の整備されていない被害の多い地域に弁護団窓口の整備を進めました。その上で、一日も早く資産の散逸防止のため債権者破産の申立てをするべく、各地に申立人となってくれる債権者を集めることと、破産予納金の手当てのため各地の弁護団等が緊急時に備えて保有する消費者基金等からの借り入れを申し入れました。

この呼びかけに応じて、全国に続々と弁護団が整備されたとともに、予納金の貸し付けが承諾され、連絡会の下に、全国から多額の金銭が提供されました。また、先行して事件を扱っていた中部弁護団を中心に破産申立書が作成され、平成30年2月9日、被害者の一部を債権者として、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い（同庁平成30年（フ）第741号）、同日保全管理命令と包括的禁止命令を得ることができました。

ジャパンライフ社は、保全管理命令が出た後も、破産手続開始決定を争う構えを見せ、各地でなお顧客に対する説明会を開催し、その席で、「（債務者審尋の日である）2月21日に裁判所に行って反論するから、破産にはならない。」などと説明していたようです。

同社は、破産の申立てに対して反論の書面を提出し、破産原因の存在を争いましたが、裁判所は、反論の書面が提出された日の翌日である3月1日午後5時、同社は支払不能の状態にあることが認められるとして、破産決定を行いました。破産決定により、以後は破産管財人（高松薫弁護士）が本格的に財団の増殖を目指して活動を開始することとなりました。

本件は、安愚楽牧場事件に次ぐ規模の、預託商法被害事件です。大規模な預託商法被害を防止するため、適切で実効的な規制が求められます。

大迫恵美子（東京）

東京

信用取引について過当売買の違法性を認めた判決 (東京地裁平成29年11月17日判決(確定))

1 事案の概要

本件は、70代の会社役員の女性が亡夫から相続した現物株式をSMBCフレンド証券(現SMBC日興証券)に保護預けしたところから、最後は総額2000万円ほどの損害を被ったという事案です。原告は、一連の取引において証券会社外務員の行為には適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、一任売買とその押しつけ、過当取引、手仕舞い拒否等の違法行為があり、取引全体が一連一体の不法行為であるとして総額2200万円余りの損害賠償を求めました。

2 訴訟経過と主張立証上の工夫

訴訟提起後、SMBCフレンド証券側に個別取引の電話録音データの提出を求めましたが、争点との関係で立証上の必要性が特定されていないとして拒否され、裁判所も無限定に被告に開示を促すことはできないと一旦は躊躇しました。

そこで、一任売買を主張した取引(ただし、提訴当初は原告に取引の具体的記憶がなかったため、無断売買を主張していました。)を中心に、スケジュール帳などを手掛かりに原告が取引に関与できない状況であった旨を具体的に主張して改めて録音データの開示を求めたところ、裁判所から被告に開示が促されました。その流れで、最終的には大半の録音データ(被告が保存する全てかは不明)の開示がなされました。

原告側で全ての録音データの反訳文を証拠として提出しましたが、あまりに膨大な量であったため逆に主張の要点が埋もれることを恐れ、違法要素に関連する会話を抽出してエクセル表で類型化整理して準備書面の別紙として提出しました。また、主だった損失がいつ、どの銘柄の取引でいくら出たのか、その時点で通算損失がいくらとなっていたのか、その取引の際に原告と被告外務員間でどのような会話が交わされたのか等を分かりやすく対応させる工夫をしました。

また、請求自体としては取引全体について一連一体の不法行為を主張しつつも、取引の様相は担当外務員によりかなり異なっていたため、取引を時系列順に①担当者A時代前半(約1年半、主に株式現物取引)、②担当者A時代後半(約1年1か月間、主に株式現物取引、原告が会社役員を退任してフリーになった時期)、③担当者B時代(約7か月間、主に株式現物取引、売買回転率35.73回/年、取引銘柄数18)、④担当者C時代前半(約2か月半、わずかな現物取引と投資信託取引のみ)、⑤担当者C時代後半(約半年間、主に株式信用取引、売買回転率24.9回/年、取引銘柄数42)と分類し、本件の違法性の要点は、第一には⑤の時代、第二には③の時代にあると位置付けた上で、各時代ごとに損益額、手数料額、違法要素等について主張しました。なお、取引期間が約4年半と長く(ただし、約7か月の空白期間有り)、取引数・

銘柄数も多かったのですが、①~⑤の時代ごとの分析をする際には証券取引の分析ソフトを用い、とても役に立ちました。

3 本判決の内容

本判決は、原告の主張に従い、各時代ごとに違法性の有無を判断しました。その上で、⑤の時代、すなわち信用取引について、外務員らが、原告に信用取引の勧誘をするに際して、信用取引のリスクについて十分な説明をしていないばかりでなく、ペアトレード方式で信用取引を行えば、ほぼ確実に利益を上げることができるかのような説明をしたこと、取引開始後も外務員は原告が基本的な用語の意味も解さず信用取引を理解していないことに気付きながら理解できるように十分な説明をしなかったこと、原告が取引をやめたいと告げるようになってからも利益を出すようにするなどといった取引を継続させていたことなどを認定した上で、外務員らは悪意で原告の口座を支配して信用取引を主導し、過度な取引を行わせたものであってその目的は手数料を得ることにあったと推認でき、信用取引全体が違法であったと認定し、約880万円の請求部分を認容し、過失相殺もしませんでした。

被告側が、契約締結前交付書面を用いた信用取引の説明を取引開始日より前に二度詳細に行ったと主張していたのに対して、原告側は取引開始直前に担当者でない外務員から交付されたに過ぎないと主張していたところ、判決では、勧誘時の手書きの説明メモが外務員のプライベートな書類の裏面に記載されていたこと、社内の折衝記録、原告本人尋問や証人尋問の結果などから全面的に原告側の言い分が認められ、違法性判断にもかなり影響したと思われます。

他方で、それ以外の時代の取引(①~④)については、違法性を認めませんでした。原告が二番目に違法性が強度であると主張した③の時代については、回転率自体は高いものといわざるを得ないとしつつ、原告が多忙さのために適当に承諾を与えたとするとそれは原告の自己責任として甘受すべきリスクであるなどとして、外務員による取引主導が認められないとし、その他主張した違法要素も認定しませんでした。

4 本判決の意義

株式信用取引について、過当取引であることを認定しつつ、大幅な過失相殺をする裁判例は少なくありません。そのような中で本判決が、勧誘段階・取引継続段階で説明が不十分であったことや原告の取引終了意向を外務員が体よく退けていたこと等の事情を加味して強度の外務員主導性及び悪意を認定した上で、全く過失相殺をしなかったことは妥当で素晴らしい判断といえ、今後の証券被害の救済に活用することが期待できるのではないかと思います。

志水英美代(東京)

東京

仮想通貨等の返還請求権の差押命令 (さいたま地裁平成29年7月24日付け)

- 1 本件は、資金決済に関する法律（以下「法」といいます。）第63条の2所定の仮想通貨交換業者を第三債務者、その利用者を債務者として、債務者が第三債務者に対して有する仮想通貨等（貸与保証金等の金銭を含む）の返還請求権につき債権差押命令が発令された事案です。
- 2 請求債権
本件の債務名義は、仮想通貨の知識が全くない高齢の被害者（差押債権者）が、仮想通貨（「リップル（XRP）」）の勧誘・販売を行う会社（債務者）から、「転売すれば利益を得られる」等として老後用の資金1,500万円を失った劇場型投資詐欺事案に関する確定判決（東京地裁平成28年10月14日判決）であり、同判決が認容した損害賠償請求権等が請求債権です。
- 3 差押債権の特定
 - (1) 本件の差押債権は、図「差押債権目録」のとおりです。
 - (2) 仮想通貨交換業の利用者は、仮想通貨交換業者に対して、仮想通貨の売買、交換、両替、寄託等に関する契約に基づき、仮想通貨等（貸与保証金等の金銭を含む）の返還請求権に準じた債権を有しているのが一般的です。具体的な対象債権については、仮想通貨交換業者のホームページや規約等を確認し、ウォレットの種類や取扱仮想通貨等を順序付ける工夫をしていますが、ある程度の汎用性があり、実務の参考になるものと思われます。
- 4 差押債権の取立て
 - (1) 差押命令の送達により、第三債務者には弁済禁止効、債務者には処分禁止効が生じ（民事執行法第145条1項）、債務者への送達後一週間の経過により差押債権者には取立権が発生することは（同法第155条）、一般的な債権差押命令と同様です。
 - (2) この点、仮想通貨交換業者は、自己の財産と利用者の金銭又は仮想通貨を分別管理するよう義務付けられており（法第63条の11第1項）、これを受けて「金融庁の事業者向けガイドライン」（Ⅱ-2-2-2-2(1)分別管理の方法）において、帳簿上の分別とは別に、「⑥仮想通貨の分別管理については、自社の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等と、利用者の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等の保管場所を明確に区分して保管しているか。」、「⑦利用者の仮想通貨について、利用者の利便性等を損なわない範囲で、可能な限り、仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等をインターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境で管理しているか。」等、利用者の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等の分別管理も求めています。したがって、仮想通貨交換業者（第三債務者）は、分別管理する利用者（債務者）の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号

鍵等を利用する等し、差押債権者の取立てに応じるか法定通貨に換算して供託することになります（しかし、本件では、仮想通貨交換業者が対応に不慣れなこともあり現在も交渉中です。）。

- (3) なお、仮想通貨は、その性質上、ネットワークを介した取引が前提とされているため（法第2条5項）、差押命令の送達を受けた仮想通貨交換業者（第三債務者）は、利用者（債務者）がネットワーク上のウォレット等のサービスを自由に利用できないよう中断、停止等の措置を講じることが必要であり、これを怠ると、差押債権者に対する二重払いのリスクを負うことになります。
- 5 仮想通貨をめぐる法律問題については実務上の不明な点も多く、実務家にとっては事例に応じて手探りの対応を強いられることもあろうかと思えます。本件が実務の一助となれば幸いです。

差押債権目録

金12,641,778円

債務者と第三債務者との間の仮想通貨（資金決済に関する法律第2条第5項）の売買、交換、譲渡、両替、送付、貸借、管理、寄託等に関する契約に基づいて債務者が第三債務者に対して有する仮想通貨等（金銭を含む。）の返還請求権のうち、下記に記載する順序に従い、本差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の仮想通貨相場ないし電信買相場により日本円に換算した金額（手数料等を控除後の金額）において頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押え・仮差押えのないRippleウォレット（取引口座）と差押え・仮差押えのあるRippleウォレット（取引口座）があるときは、（1）先行の差押え・仮差押えのないもの、（2）先行の差押え・仮差押えのあるものの順序による。
- 2 差押え・仮差押えのないBitcoinウォレット（取引口座）と差押え・仮差押えのあるBitcoinウォレット（取引口座）があるときは、（1）先行の差押え・仮差押えのないもの、（2）先行の差押え・仮差押えのあるものの順序による。
- 3 数種の取引口座があるときは、（1）一般口座、（2）特別口座の順序による。
- 4 同種の取引口座が複数あるときは、取引口座に付された番号等の若い順序（アルファベットは数字に後れるものとし、アルファベットはAを最も若いものとする。）による。
- 5 取引口座に表示された通貨及び仮想通貨に係る請求権が複数あるときは、次の順序による。

(1) 日本円 (JPY)	(2) Ripple	(3) Bitcoin
(4) Litecoin	(5) Dogecoin	(6) Stellar
(7) RJP	(8) Ethereum	
(9) Ethereum Classic	(10) Augur	(11) 外貨

以上

藤井裕子（東京）

消費者問題 文献・催事紹介

文献紹介 文書提出命令 申立の手引

文書提出命令は、事案解明に迫り質の高い訴訟活動をするための大変重要な制度です。

平成8年の民事訴訟法改正では、一般提出義務が定められたことにより、文書提出命令が広がりましたが、十分に活用されているとは言えず、平成26年の通常民事事件数9万7000件に対して、文書提出命令の申立件数は2953件と、わずか3%の申立しかありませんが実情です。

本書は、多くの弁護士に文書提出命令をこれまで以上に活用してもらうための手引書として発行したもので、平成10年以降の重要決定例48例を紹介するとともに、書式例なども掲載し、また、

総論で民事訴訟法の解説もしています。証拠が偏在すると言われている消費者訴訟でこそ大いに活用していただきたいです。

A4判 104頁／1080円（税込）
発行 大阪弁護士協同組合
編集 大阪弁護士会民事司法改革検討・実現プロジェクトチーム



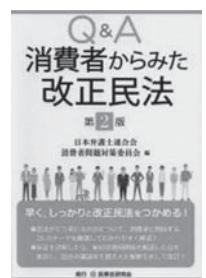
文献紹介 Q&A消費者からみた改正民法【第2版】

2017年5月に成立した改正民法は、民事私法の一般法に関する120年ぶりの大改正であり、2020年4月に施行されると、消費者に関わる民事ルールに大きな影響をもたらします。本書は、当委員会民法改正部会の委員が、改正民法のうち消費者にとって必要な25の論点について、分りやすく解説したものです。執筆者のうち3名が、衆参両院で参考人として意見陳述を行い、衆参両院の附帯決議にも本書が提起した問題点が反映されています。

本書は、見開き2頁で要点を、次の2頁で詳細な検討を行っています。2020年4月の施行に向けて必要な論点を学ぶコンパクトな改正民法の解説書として活用することができます。また、法律の

専門家ではない市民の方々や消費生活相談員の方々に、改正民法の概要を理解していただく本としても大変使いやすいものになっています。今後、多くの方々に手にとっていただき、活用していただくことを期待しています。

A5判 141頁／1728円（税込）
発行 民事法研究会
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編



催事 シンポジウム「民法改正後の消費者に関わる民事ルールの全体像～消費者契約法、特定商取引法・割賦販売法も踏まえて～」

日時 2018年4月6日(金) 17時30分～20時00分
場所 弁護士会館17階1701会議室
主催 日本弁護士連合会
問合せ先 日本弁護士連合会人権第二課 電話：03-3580-9509

2017年5月に成立した改正民法は、民事私法の一般法に関する120年ぶりの大改正ではありますが、一方で、今回の改正で実現しなかった民事ルールもあり、消費者契約法や特定商取引法等の改正も含むより広範な被害者救済に向けた改正議論の継続が必要です。

本シンポジウムでは、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の鹿野菜穂子氏、公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長の増田悦子氏を招き、民法改正後の消費者に関わる民事ルールの全体像を、改正民法に加えて、消費者契約法、特定商取引法・割賦販売法も踏まえて俯瞰し、現行法下でどこまで消費者被害の救済が図られているかを再度確認するとともに、今後必要な改正項目はどのようなものかを検討します。是非御参加ください。

消費者メーリングリスト (cam) のご案内

cam は、消費者問題に関する情報交換を行っているメーリングリストです。事件処理に関する素朴な疑問、判例・学説や実務運用、立法政策論まで幅広い議論がなされています。参加に会費等の負担はありません。
①まず、shohisha@nichibenren.or.jp宛てにメールで申し込んでください。
②その際、件名を「cam 登録希望」とし、メール本文に氏名・会員登録番号・所属弁護士会・登録するアドレスの記入をお願いします。

- ③申し込みから登録手続が終わるまでには数日かかることがあります。
- ④加入後の投稿先アドレスは cam@nichibenren.jp です。投稿の要領等については、随時配信される運営要領とマナー集をご参照ください。
- ⑤アドレスの変更や脱退申し出は、メーリングリスト上ではなく、shohisha@nichibenren.or.jp にお送りください。

消費者問題対策委員会ニュース・出版部会

編集後記

昨年から仮想通貨に関する話題が盛んです。本来は決済手段の一つに過ぎないはずですが、ビットコインは昨年1年間で20倍以上にも急騰し、仮想通貨長者も多数出現したようです。取引所の顧客争奪戦も激化するなど、もはや投資・投機の対象となっているのは皆さんご承知の通りです。一方で、今年1月には急落するなど値動きは激し

く、期待と不安が入り混じっているようでもあり、大手取引所の通貨が不正流出するといった事件も発生して、システム上の不安定感が露呈したりもします。また、消費者事件の末端でも、架空の投資話として詐欺の道具に利用される例も少なくありません。かく言う自分は、口座を持ったこともないし、

分からないことばかりなのですが、仮想通貨は、もはや世界の金融秩序という側面でも社会現象としても無視できないことは間違いないですし、一定の知識を備えておくことは必須であると思えます。

飯田修（東京）